



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社
(登記社名: トランス・コスモス株式会社)
代表者名 代表取締役社長兼ＣＯＯ 奥田 昌孝
(コード番号 9715 東証第1部)
問合せ先 理事管理本部長 古原 広行
TEL : 03-4363-1111 (代表)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成22年5月14日開催の取締役会において改定いたしました内部統制システム構築の基本方針につきまして、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(改定の目的)

当社では、平成22年5月14日に「内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関する決議のお知らせ」として、東京証券取引所に開示しておりますが、この度、一部の文言を現状の組織体制に即した内容に修正しております。

記

(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。取締役会には社外取締役も出席し、経営機能に対する監督強化を図る。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、情報管理規程、内部者取引管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化や IT 化をさらに推進する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長に直ちに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬制度を実施する。

取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。

取締役は執行役員の業務の執行状況を管理・監督する。

経営会議規程に基づいて意思決定を迅速に行えるようプロセスを簡素化して、重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に徹底する。

また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

コンプライアンス推進部は、その担当執行役員を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布

等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。
ヘルプライン等の設置により内部告発者から情報提供をしやすい環境を整備する。

(6)当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社ならびに子会社から成る企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社を担当する各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社を担当する各部門が、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役へ報告する。

子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。

当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、必要に応じて内部監査室は監査を実施する。

当社と主要子会社の常勤監査役で構成するグループ監査役会を定期的に開催し監査業務の効率性および実効性を図る。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに代表取締役は適任者を選任する。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・監督のもと監査役の監査業務をサポートする。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(9)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。

- ・取締役会決議事項、報告事項
- ・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
- ・重要な開示資料の内容
- ・重要な組織・人事異動
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
- ・その他、重要な稟議・決裁事項

このほか、監査役が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告をする。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

(11)適時適正開示を行うための体制

適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社ならびに子会社から成る企業集団での開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

以 上